二本松本宮都市計画用途地域の変更(本宮市決定)

令和4年7月

福島県本宮市

二本松本宮都市計画用途地域の変更(本宮市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種別	面積	建築物の 容積率	建築物の建ペい率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の敷 地面積の最 低限度	建築物 の高さ の限度	その他 及び備 考
第一種低層住居専用地域	約 18.7ha	6/10 以下	4/10 以下	1. Om	165. 0 m²	10.0m	3.2%
第一種中高層住居専用地域	約 49. 6ha	20/10以下	6/10 以下	_	_		8.5%
第一種住居地域	約 191.5ha	20/10 以下	6/10 以下				32.8%
	約 3. 0ha	30/10以下	6/10以下	_	_	_	0.5%
小 計	約 194. 5ha	_	_				33. 3%
第二種住居地域	約 1.6ha	20/10 以下	6/10 以下	_	_	_	0.3%
近隣商業地域	約 13.5ha	20/10 以下	8/10 以下	_	_	_	2.3%
商業地域	約 7. 0ha	40/10以下	8/10 以下	_	_		1.2%
準工業地域	約 157.7ha	20/10 以下	6/10 以下	_	_		27.0%
工業地域	約 111.0ha	20/10以下	6/10 以下	_	_	_	19.0%
工業専用地域	約 31. 2ha	20/10以下	6/10 以下	_	_	_	5. 3%
合 計	約 584.8ha	_	_	_	_	_	100.0%

「種類及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

- 1 長期未着手都市計画道路の見直しによる旧都市計画道路3・4・7号猫田近江内線の一部廃止に伴い、都市計画道路を基準に設定していた高木字金瀬及び山王川原地内の用途地域の境界が不明確となるため、境界を地形地物にあわせて変更しようとするものです。
 - また、都市計画道路3・3・10 国道4号との交差点付近についても都市計画道路を境界に準工業地域と工業専用地域の設定がされていたため、用途地域の境界を地形地物に合わせて変更しようとするものです。
- 2 都市計画道路3・4・18中條黒作線の変更に伴い、沿線に民間開発を誘導するために用途地域を変更しようとするものです。
- 3 阿武隈川の築堤事業による事業用地が確定したことから、堤防区域の用途地域の指定を廃止しようとするものです。
- 4 上位計画に基づき適正な用途配置をするため、都市拠点となる市役所周辺の用途地域を変更しようとするものです。

○新旧対照表

上段…変更前 下段…変更後

			,			下段…変更後		
種 別	面積	建築物の 容 積 率	建築物の 建ペい率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物 の高さ の限度	その他 及び備 考	
第一種低層住居専用地域	約 20.0ha	6/10 以下	4/10以下	1. Om	165. 0 m²	10. Om	3.4%	
另一種似眉住店等用地域 	約 18.7ha	6/10 以下	4/10以下	1. Om	165. 0 m²	10. Om	3. 2%	
第一 種中享國住民東田地域	約 60.0ha	20/10 以下	6/10 以下	_	_	_	10. 2%	
第一種中高層住居専用地域	約 49.6ha	20/10 以下	6/10以下	_	_	_	8.5%	
	約 182.9ha	20/10 以下	6/10以下		_	_	31. 2%	
第一種住居地域	約 191.5ha	20/10 以下	6/10以下				32.8%	
另一俚住店地域 	約 3. 0ha	30/10 以下	6/10 以下				0. 5%	
	約 3. 0ha	30/10 以下	6/10 以下	_			0.5%	
小計	約 185. 9ha	_	_				31.7%	
小 計	約 194.5ha	_	_				33. 3%	
# - 15 D U I	約 0.0ha	_	_	_	_		0.0%	
第二種住居地域	約 1.6ha	20/10 以下	6/10以下	_	_		0.3%	
> 10 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	約 14.0ha	20/10 以下	8/10以下	_	_	_	2.4%	
近隣商業地域	約 13.5ha	20/10 以下	8/10 以下	_	_	_	2.3%	
商業地域	約 7. 0ha	40/10 以下	8/10 以下	_	_	_	1.2%	
尚未地域 	約 7. 0ha	40/10 以下	8/10 以下	_	_	_	1. 2%	
準工業地域	約 158. 1ha	20/10 以下	6/10 以下	_	_	_	26. 9%	
- 华工未地場	約 157.7ha	20/10 以下	6/10 以下	_	_	_	27. 0%	
工業地域	約 111. 0ha	20/10 以下	6/10 以下	_	_	_	18.9%	
	約 111. 0ha	20/10 以下	6/10 以下	_	_	_	19.0%	
工業車田州城	約 31.0ha	20/10 以下	6/10 以下	_	_	_	5.3%	
工業専用地域	約 31. 2ha	20/10 以下	6/10 以下	_	_	_	5. 3%	
合 計	約 587. 0ha		_	_	_	_	100.0%	
	約 584.8ha				_	_	100.0%	

○都市計画の変更に係る土地の区域

1. 都市計画から除外される土地の区域

福島県本宮市のうち

もとみや ベルてん ひがしまちうら ひがしまち あらまち しもまち なかじょう かみまち たろうまる かなや なるせ 本宮字弁天、字東町裏、字東町、字荒町、字下町、字中條、字上町、字太郎丸、字兼谷及び字鳴瀬の各一部 の区域

たかぎ さんのうがわら ながはた かなせ くまのき きたのわき たかぎ どうめき ながせ はら 高木字山王川原、字長畑、字金瀬、字熊ノ木、字北ノ脇、字高木、字百目木、字長瀬及び字原の各一部の区域

2. 都市計画を変更する土地の区域

福島県本宮市のうち

もとみや おうみうち なかだい しもだい ばんせい しおだ 本宮字近江内、字中台、字下台、字万世及び字塩田の各一部の区域

たかぎ さんのうがわら かなせ くまのき だいがく たきのいり なかたき あたご おおいし なかじま きつねもり 高木字山王川原、字金瀬、字熊ノ木、字大学、字滝ノ入、字中滝、字愛宕、字大石、字中島及び字狐 森の各 一部の区域

○用途地域決定基準

福島県が定める「用途地域設定基準」を基本としながら、本市における用途地域設定基準を下記のように設定する。

用途地域	定める土地の区域	建ぺい率	容積率	その他指定するもの
第一種低層住居専用地域	環境良好な一戸住宅を主体 とした低層住宅地として、そ の環境を保護する区域。	40%	60%	 ・外壁の後退距離 1.0mに定める。 ・建築物の高さ制限を10mに定める。 ・最低敷地面積を165㎡に定める。
第一種中高層 住居専用地域	良好な環境の住宅地として、 住環境の保護を図りつつ、中 高層の建築物を認める区域。	60%	200%	
第一種住居地域	(1) 住宅地として環境を 保護する必要の、第二 種中であって、第二 種中において、事用地 域地ならない建物 が、る区域を認めるで が、る区域を認めるで、 得ないを認めるかがの混在を認めるが とがれ区域 (2)近隣商業地域等に接を保 護する必要のある区域。	60%	200%	
	既成市街地のうち、病院、老 人介護施設等が並存する住 宅地で、都市生活を支えるさ まざまなサービス機能を誘 導する区域。	60%	300%	
第二種住居 地 域	第一種住居地域に定める土 地の区域のうち、ある程度 大規模な事務所・店舗等の 用途の混在を認めつつ、主 として住環境を保護する必 要のある区域。	60%	200%	

用途地域	定める土地の区域	建ぺい率	容積率	その他指定するもの
近 隣 商 業 地 域	(1)商業地域に隣接する 区域で、商業・業務 施設の集積が高く、 必要な公共施設が整 備された区域。 (2)新たに主要幹線道路の 沿道区域で商業・業務 施設、沿道サービス施 設を計画的に整備す る区域。	80%	200%	
商業地域	鉄道の主要駅周辺及び市街 地の中心部において、商業業 務施設の集積度が高い区域。	80%	400%	
準 工 業 地 域	(1) 工業地で住宅地又は 商業施設及び流通関 連施設等と準工業地 域で許容される工場 が混在している区 域。 (2)主要幹線道路の沿道区 域で、沿道サービス施 設等又は準工業地域 で許容される工場が 既に混在している区 域。	60%	200%	
工業地域	工業地で大きな工場が集中 して立地しており、かつ住宅 又は商業施設が混在してい る区域。	60%	200%	
工業専用地域	準工業地域で許容されない 工場及び危険物の貯蔵施設 等が立地している区域。	60%	200%	